

第1回 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び
子育て支援センター指定候補者選定委員会 会議録

日 時 令和7年7月1日(火) 13:10から15:40まで

場 所 小田原市役所本庁舎 6階 601会議室

出席者 原 美紀委員長、吉野 るみ副委員長、山崎 さおり委員、島田 風花委員、矢島 佳典委員、志村 恵美子委員

(事務局) 竹内子育て政策課長、菅野子育て政策係長、宮川主査、相原主査

会議次第

- 1 委嘱状交付
- 2 副市長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局自己紹介
- 5 議題
 - (1) 正副委員長の選出
 - (2) 諮問
 - (3) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会について
 - (4) 小田原市ファミリー・サポート・センター及び子育て支援センターの業務内容について
 - (5) 指定管理者制度及び募集方法等について
 - (6) 事業者及び指定管理者の募集要項等について
 - (7) その他

要旨は次のとおり

議題

(1) 正副委員長の選出

委員の互選により原委員を委員長に、吉野委員を副委員長に決定した。

(2) 諮問

安藤副市長から原委員長へ「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者の選定について」諮問を行った。

(3) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会について

資料 1、2 に基づき、事務局から説明

<質疑等>

委員長 質問を 10 日間受け付けるとのことですが、質問はインターネットから投稿されるのでしょうか。

事務局 この後の議題で、様式についてご説明させていただきますが、所定の様式に質問事項を入力していただいたものを、メールでお送りいただこうと考えております。

委員長 選定の結果、現在の事業者や指定管理者から変わった場合、業務の引継ぎは、資料のスケジュールでいうと 2 月頃行うのでしょうか。

事務局 令和 8 年 4 月 1 日から新しい事業者に業務を開始していただく前提ですので、円滑に業務を引き継いでいかれるように市も援助しながら、適切な時期に引継ぎを行っていきたいと思います。

委員長 質疑も尽きたようですので、議題 (3) を終わります。

(4) 小田原市ファミリー・サポート・センター及び子育て支援センターの業務内容について

資料 3-1、3-2、4-1、4-2 に基づき事務局から説明

<質疑等>

委員 子育て支援センターのひろばの開場時間ですとか、利用できるお子さんの年齢は、今までどおりで特に変更等はないのでしょうか。

事務局 そのように考えています。利用できる方は、未就学児のお子さんとその保護者、ひろばの開場時間は、午前 10 時から午後 4 時までです。

委員 「未就学児まで」という対象年齢をもう少し広げてほしいという声を多々聞いておりました質問しました。

小学校 1 年生になった途端、子育て支援センターに行かれないということで、今までたくさん通っていた場所なのですけれども、皆さん春休みまでギリギリまで利用して、ここでお別れですということで、小学校になってからも行かれたらいいのに、という声を非常に多く聞いています。特に上のお子さんが小学校に上がり、下のお子さんが未就学児の兄弟姉妹の場合、バラバラに連れて行くということが難しいので、そうすると下のお子さんが子育て支援センターへ通えなくなってしまうというご家庭が結構あります。今後、対象年齢を広げることができるのなら、検討していただけたら良いなと思っております。

事務局 本市の子育て支援センターは、国の要綱に基づき、対象のお子さんの年齢や利用時間を定め、さらに市の条例という形で枠組みを決めているため、すぐに新しい形に変更するというのが難しい状況にあります。ただ、子育て支援センターからも、特に夏休みに小学生のお子さんの利用について相談されることがあります。市と事業者と協議しながら、ケースバイケースではありますが、状況に応じて対応できる範囲で対応しているというのが実情です。

副委員長 資料 4-1、「3 業務内容」の(4)(5)にイベント等の実施や回数について記載がありますが、これから事業者が提案していく中で、最低限やっていただく内容、最低基準というような意味で、あとは、事業者

ごとにイベントや講習内容等について、こういうこともできますという
ようなところが企画内容としてプレゼンされ、我々審査員の審査へつな
がっていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局

ご認識のとおりです。(4)については、一般的な書き方をしており、
講習・イベント等の実施を、それから(5)に具体的な講習として「ペ
アレントトレーニング」としております。

このペアレントトレーニング「BP1プログラム」については、小田
原市で力を入れて取り組んでいきたいという意向があつて、事業者へ講
座の実施をお願いしてきたという経緯がございます。

(4)については、事業者の創意工夫に基づいて様々な講習やイベン
トについて提案していただき、事業者ごとに特色も出てくる部分だと考
えています。

なお、「BPプログラム」というのは、生後5か月までの赤ちゃんと
そのお母さんを対象に実施している4回連続講座です。初めて出産をさ
れたお母さんを対象にしており、子どもに対する愛着形成を主な目的と
して実施しています。赤ちゃんへの接し方や成長について学んだり、保
健師が来て育児相談をしたり、また、講座を一緒に受講したお母さん同
士の仲間づくりといった面もあります。小田原市では、市内4つのセン
ター全てにおいて、実施するよう事業者へ依頼しています。

委員長

補足させていただきますが、参考資料5「地域子育て支援拠点事業の
実施について」の「4実施方法」の「(1)基本事業」にある4つの内
容が、小田原市でも業務内容に盛り込まれている部分です。この基本事
業というのは、全国どの子育て支援センターでも必ず実施しなければな
らないと、国で定めているものです。それ以降は、各自治体で独自に盛
り込んでいく業務になっていきます。

私もこの「BPプログラム」が、基本事業の次に並べられているとい
うのは、本当に特長的だなと思って拝見しておりました。

この「BPプログラム」は、カナダの育児支援の潮流を経て構築され

たものと言われており、ファシリテーター養成講座をしっかりと受けた方が、講座を実施しているものです。「ベビープログラム」は名前のおおり赤ちゃんを対象に、少人数でグループになって連続で行っていく、というとても大事なプログラムです。それを全ての子育て支援センターで業務の一環として行っていらっしゃるのには素晴らしいと思いました。

本当に業務内容がたくさんありますが、マロニエ子育て支援センターについてはさらに付加されているものが、創意工夫をしながら運営されていると感じました。

ファミリー・サポート・センターについて質問があるのですが、会員の呼び方について、依頼会員は「おねがいさん」、支援会員は「おたすけさん」とありますが、どちらが市民の方にとっては馴染みがあるのでしょうか。

事務局

もともと「依頼会員」と「支援会員」と呼んでいたのですが、分かりにくい、少し表現が固いという課題があり、今の事業者が「おねがいさん」「おたすけさん」という名称を付けました。

委員長

横浜市の場合は、支援会員のことは提供会員と呼んでいます。「おねがいさん」「おたすけさん」という名称は、漢字よりもあたたかみがあって良いです。

あと、「産前産後家事支援」がファミリー・サポート・センター業務の中に盛り込まれているのは、小田原市の特長だと思います。

産前産後のヘルパー派遣事業は、全国の中でもまだ自治体としては3割程度しか取り組んでいません。横浜市も実施していますが、ファミリー・サポート・センターには付随してなくて、ヘルパー派遣事業単独で実施しています。高齢者向けの介護ヘルパー事業所がやっているパターンが多いです。

そのため、横浜市ではファミリー・サポート・センターを利用した場合、子どもの送迎支援や預かり支援は受けられるのですが、家事支援が受けられないわけです。また、ヘルパー派遣事業の対象年齢である生後

5か月を過ぎてしまうと、ファミリー・サポート・センターに切り替えなくてはならず、どうしても支援の切れ目ができてしまうのです。ファミリー・サポート・センターに家事支援が盛り込まれているのは、両方のサービスが利用できてすごく良いなと思いました。

資料 3-2 について、会員数は増えていますが、依頼の回数としては少し落ちているのは、登録だけは安心のためにしておくけれども、実際には活動していないということでしょうか。

事務局

お尋ねのとおり、何かあったときのために、登録をされる方がとても多く、会員登録された全ての方が援助活動を依頼する訳ではないという状況です。

委員長

お守りのために会員登録をされているということですね。皆さん情報をきちんと入手されて登録までするというのは大事です。

委員

子育て支援センターの開場日は、子育て支援センターが入っているタウンセンター全体の休館日があるため、それに合わせて設定されているのでしょうか。

事務局

子育て支援センターが入っている、マロニエ・いずみ・こゆるぎの地域センターの休館日は「月曜日」です。そのため、いずみ子育て支援センターとこゆるぎ子育て支援センターは、ご認識のとおり、館全体の休館日に合わせた開場日になっています。ただ、マロニエ子育て支援センターについては、館としては月曜日が休館日ですが、子育て支援センターと同じフロアに市の窓口が設置されていることや、市内4か所ある子育て支援センターの開場日とのバランス等を考慮し、月曜日も開場しています。

委員

そうすると、事業者から例えば現在の開場日以上の提案がされたときは、非常に高評価になると思うのですが、開場日を拡大することはでき

ないという理解でよいでしょうか。

事務局

実際には、小田原市子育て支援センター条例に開場日の規定があるので、それに照らし合わせて考える必要があります。ただ、条例の中に「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休場し、又は開場することができる」という規定がありますので、事業者が決まった後、具体的に調整するようになると思います。

委員

マロニエ子育てセンターは毎月1回土曜日を開場していると思うのですが、それは臨時という扱いになるのでしょうか。

事務局

現在の条例に照らし合わせるとそういった整理になります。

委員

土曜日に利用したいという需要もすごくあって、土日だからといってパパはお仕事がお休みとは限らないので、皆さん土日こそどこに行こうか悩むという話はよく聞きます。

また、土曜日に開いていることによって、平日は保育園に通っていて子育て支援センターを利用できない家庭も、土曜日なら遊びに行かれるということで、その需要も非常にあると思なので、土曜日は開場していただけると利用者としてはありがたいなと思います。

委員長

先程、いずみ子育て支援センターへ見学に行った際に、パパたちの活動を大事に育てて来られたと聞きました。これも、土曜日の開場があつてこそこのことなのでしょう。

事務局

土曜日に開場しているという点も、お父さんたちが集まりやすかった理由の1つだと考えます。

委員長

子育て支援センターも全国的に土日の開場が増えてきていますので、様々な規定がある中でどう対処されていくかということになると思

ます。他に何かありますか。

委員

ファミリー・サポート・センターについてですが、依頼会員の登録について、ある程度お子さんが大きくなると自動的に退会になるのでしょうか。

事務局

小学校6年生までのお子さんが対象なので、中学校に上がるタイミングで退会ということになります。また、退会に当たっては、会員へ退会的意思確認はしていますが、レスポンスがなかった場合でも名簿上は人数を減らして会員管理をしています。依頼会員と支援会員の両方に登録されている方については、引続き支援会員として残る方もいらっしゃいます。

委員長

支援会員の年齢制限というのはあるのでしょうか。上限はないと思うのですが、下は20歳でしょうか。私たちも横浜市で活動している中で、16歳、18歳くらいから支援会員になってもらえないかという話も出ます。保育系大学生などにも支援会員になってもらえるような活動に取り組んでいけたらよいなと思っています。

事務局

会則の中に会員資格を規定する項目はありますが、支援会員の年齢については特に制限を設けていません。

委員長

では、小田原市として定めることができるということでしょうか。

事務局

会則は、事業に関する規則として設けていますので、事業者から何か申し出があれば、市として協議いたします。

委員長

10代の支援会員についてはいかがでしょうか。抵抗がありますか。

委員

年齢の近いお兄さんお姉さんということで安心感もあるかと思いま

す。最近ニュースで「^{ほうちご}放置子」というのをよく見かけますが、地域でもあの子のお母さんはあまり家にいないからということで、子どもが勝手に近所の家に出入りしてしまう、あてにされてしまう家もあるという話も聞きます。そういうご家庭もファミリー・サポート・センターを使ってももらえれば、皆が安心できるので、需要も増えるのではないかと思います。

事務局 支援会員として活動するためには、必ず研修を受講していただきますので、活動に必要な基礎知識は学んでいただくような仕組みになっています。

委員長 ファミリー・サポート・センターの利用料補助制度のことで質問です。対象者の「ダブルケア世帯」というのはどのように判断されるのでしょうか。

事務局 まず、この制度を導入した趣旨ですが、令和4年度に「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を「子どもの貧困対策推進計画」を包含した計画へと見直しを進めていた際に、単に計画を作るだけではなく、何か1つでも具体的な取組を進めたいと考え、当時の「子ども・子育て会議」の会長と相談しながら、会議の中でもご検討いただき、この制度を創設したものです。

そして、ダブルケアでは、育児と介護の両方に経済的負担がかかりますので、この支援制度の対象者に入れたという経緯があります

委員長 すごく大事な視点です。介護保険被保険者証で判断するのですね。その他は、大丈夫でしょうか。

委員 少しずつ会員数が増えているということですが、私が住んでいる地域だと、あまり支援会員がいないとお聞きしています。私も依頼会員で登録はしてありますが、まだ利用したことはない状況です。私が会員登録

した当時は、支援会員の方はお1人のみと聞きました。

それでしばらくしたら、その支援会員の方は辞められてしまったので、少し離れた地域の支援会員の方にお問い合わせすることになりそうだという話を聞きました。

そうすると、その支援会員の方が自宅を出られてから料金が発生しますので、やはり依頼する側としては、できれば近隣の方をお願いしたいという事情もあり、利用を踏みとどまってしまうところもあります。

そこで、支援会員の地域格差というか、やはり拠点となっている今の事業者の近くに支援会員が多いとか、離れると少ないとか、そういう地域の会員数のバランスみたいな状況について知りたいのですが、お分かりになりますか。

事務局

会員数は、全体としては徐々に増えてきてはいるものの、支援会員が少ないというのは、本市のファミリー・サポート・センター事業において大きな課題となっております。いかに支援していただく方を増やし、また定着させていくかというのを課題としております。

その中で、本市の人口が多いエリアとそうではないエリアとでは、人口に比例して会員数に地域差が生じています。市の中心部と比べ、東側や西側の地区では人口自体が相対的に少ないため、支援会員も少ない状況です。ファミリー・サポート・センターの本部が設置されている場所の影響で、支援会員数にばらつきがあるとは考えていません。

委員

あくまでも人口分布に比例して支援会員数の多い少ないがあるということでした。

委員

支援会員に登録している方の地区別の人数は、ここでは分かりませんか。

事務局

会員の登録台帳に関しては市も持っておらず、受託事業者が個人情報として管理しています。私どもで会員の登録状況を分析したもの

は持ち合わせておりません。ただ、事業者から話を聞いている限りでは、先ほどお答えしたとおり、人口分布に比例して支援会員数の地域差があるということです。

委員 ファミリー・サポート・センターでは、台帳として持っているのですか。

事務局 会員がどの地区に何人いるかという分析まで行っているのかは分かりませんが、会員の住所まで把握した会員台帳を管理しています。

委員 私は主任児童委員であり、主任児童委員はそれぞれの地区に必ず1人～2人はいるのですが、私たちは活動している中で、母子と関わる機会が多いのですが、見守りしかできません。

相談を受けても、支援が必要な親子や児童の家庭に直接的に入り込むことができないので、サポートしたいなという気持ちがあってもなかなか実際の活動に結び付けられないのです。私のように思っている方が他にもいらっしゃるのではないかという意味で、主任児童委員や民生委員として、地域の中で支援会員を募集するようなこともできるのではないかと思います。そういう形で、支援を広められたらいいなと考えました。

事務局 大変有難いご提案です。ぜひ、民生委員児童委員協議会の方にも、ファミリー・サポート・センター事業についてご案内いただけると幸いです。

(5) 指定管理者制度及び募集方法等について

資料 5-1、5-2 に基づき事務局から説明

<質疑等>

委員 事業者は、小田原市内の事業者という指定があるのか、それとも全国

どこからでもいいのか、教えていただきたいです。

事務局 市内限定ではございません。

委員 子育て支援センターについて、5年前は別の事業者が運営されていたのでしょうか。

事務局 マロニエ子育て支援センターは、別の団体が運営していました。いずみとこゆるぎ子育て支援センターは、現在と同じ事業者が運営していました。いずれも今回と同じような手続きを経て事業者を選定しています。

委員長 今回募集する3つの子育て支援センターの現在の指定管理者は、横浜の団体でしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員長 募集については、ホームページなどで周知を行うのみで、事業者へ「指定管理者に応募しませんか」というように声をかけたりはしませんか。

事務局 そのような対応は予定していません。

委員 前回はいくつの事業者から応募があったのでしょうか。

事務局 5年前の令和2年度には、子育て支援センターに1者、ファミサポに2者の応募がございました。

委員 分かりました。万が一、応募がなかった場合はどうするのでしょうか。

事務局 そのような場合は、再募集をいたします。また、後で説明いたします

が、応募があつて審査をしていただいた結果、いずれの団体も合格点に満たなかった場合も、事業者を選べないこととなりますので、再募集をすることとなります。

委員長

こういった事業には専門性やスタッフの人材育成がとても重要なので、指定期間も5年間とするわけですね。

それでは、みなさんにお諮りしますが、事務局案のとおり、募集形態については「公募」とし、指定期間については「令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間」とすることよろしいでしょうか。

一同

異議なし

委員長

では、事務局案のとおりといたします。

(6) 事業者及び指定管理者の募集要項等について

資料 6-1～6-9 に基づき事務局から説明

<質疑等>

委員長

まず、ファミリー・サポート・センター運営業務の募集要項について、ご意見やご質問はございますか。

委員

4ページの「8 提出書類」の「エ」についてですが、株式会社や非営利団体など応募してくる事業者の属性によって、提出できる書類と提出が難しい書類とが混在しているので、整理が必要だと思います。また、「ケ（ウ）」の「決裁規定」や「会計規定」を提出させる目的を教えてください。

事務局

ご指摘いただいた項目につきましては、第2回選定委員会では、皆さんに事業者からのプレゼンを聞いていただき、審査していただくわけですが、応募してきた事業者が、5年間心配なく事業をお任せできるかを

審査していただくために必要な書類となります。

委員長にお許しいただけるのであれば、この提出書類に関しては、まさに志村委員のご専門の分野ですので、こういったものがあれば事業者の経営状況が審査できるか、志村委員と直接やり取りをさせていただきながら、それを盛り込んでいきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長 承知しました。私は異議ありませんが、委員の皆様はいかがでしょうか。

一同 異議なし

委員長 それでは、事務局と志村委員とで直接確認をしてください。

ファミリー・サポート・センターの会員が活動できる時間は、午前6時から午後10時までとなっていたと思いますが、本部機能としては午前9時から午後5時までで、時間外のところで何かあった場合の対応はどうするのでしょうか。

事務局 本部の業務時間以外でも緊急時の連絡が取れるように、現在も事業者には連絡体制を整えていただくようにしており、対応が必要になった場合には、当然事業者にはご対応いただくこととなります。

委員長 今回の募集要項について、物価高騰や人件費の上昇で委託料の金額は変わっていると思いますが、この他、前回と変わったところがありますか。

事務局 プロポーザルの実施に関して、市として基本的ガイドラインがございまして、募集要項は、そのガイドラインに基づき作成しております。ガイドラインは、前回の5年前とそれほど変わっていないので、今回の募集要項についても、特段大きく変えた部分はありません。

委員

先ほどあった物価高騰や人件費上昇について、当初想定しなくてここ数年でいきなり上がったみたいなことがあって、受託している事業者がなんとかして欲しいと、行政と色々やり取りして、お互い半分持ちましょう、など自治体によって対応が違うようですが、今回の場合はどう対応されるのでしょうか。年度ごとに契約を結び直すのでしょうか。

事務局

対応としては、これから5年間の業務を事業者へお願いすることになるので、その根拠となるように予算立てをします。5年間分の補正予算を組んで対応していく予定です。

昨年度、おだぴよ子育て支援センターの指定管理者を選定したときに同じような対応をしたのですが、基本協定を締結する際に、5年間基本料金はこうですよという金額を示した上で、ただし物価等の変動があった場合には調整していきます、という項目を入れました。これは、1つ1つの事業についてではなくて、市全体として同じようなルールでやっております。したがって、例えば物価高とか労務単価上昇分への対応についても全体の同じ水準で調整していく形です。

まずベースの委託金額を定めて、それに対し、今年の状況はこうだから何パーセントアップしましょうというやり取りが発生します。必ず発生するわけではありませんが、受託事業者が一方的に負担するようなことがないような体制です。

委員

先ほど委員長から、事業者が変わった場合の引継ぎについてお話があったかと思いますが、引継ぎに関する項目を仕様書に盛り込んでも良いのかなと思いました。他の自治体では、事業者が変わった際に、引継ぎがなく困ったという事例を聞いたことがあるので、どこが適切かは検討が必要ですが、引継ぎに関する事項を最初から記載しても良いのではないかと思います。個人情報も扱っているので、引継ぎはきちんとしていただいた方が良いと思います。

事務局

5年間の契約を結ぶ時に、委託料が発生するのは、契約初年度の4月以降です、としますので、前年度分の委託料は発生しないのですが、相手方の事業者と協定を結んだ上で、前年度中に4月以降の準備を始めてもらう形になります。

これは、今年は契約額としては0円だけでも、来年からの5年間分の契約額としてはきちんと根拠があるものを約束しますというような協定の結び方をします。

先程の引継ぎに関する事項について確認しましたが、子育て支援センターの募集要項と仕様書には明記されていましたが、しかし、ファミリー・サポート・センターの募集要項や仕様書には記載がなかったため、いただいたご意見を踏まえて、子育て支援センターに記載されている内容に合わせて追記していきたいと思います。

委員

事業者が変わった場合、個人情報一旦市へ返却され、市から新しい事業者へ引き継ぐのでしょうか。

事務局

5年前に事業者が変わった際は、市が間に入りながら、個人情報の取扱いも含めて事業者同士円滑に引継ぎを行っていただきました。

委員長

それでは、引継ぎ事項については、円滑に行うために今回の募集要項等へ盛り込むのか盛り込まないのか、事務局でご検討いただければと思います。資料6-2選定基準については、いかがでしょうか。

各委員が審査した結果は、どの委員が何点付けたかというのは、公表されないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、そのように対応します。

委員

資料6-2ですが、審査項目2、3、4番で同じような単語が出てくるなどと思って拝見していました。例えば、審査項目2の1番上には、「会員の増加」とあって、審査項目4には「会員数や活動数の増加」と記載

事務局

されています。他にも、マッチングという言葉や、アドバイザーが果たす役割などといった用語も散見されます。審査項目3と4については、同じ相互援助活動なので分ける必要があるのかなと思いました。

また、審査項目6の「地域、関係機関との連携」ですが、「連携」という言葉では漠然としているので、何をもって連携というのか、審査する側としては採点しにくいなと感じました。

先ほど委員長からもご紹介いただいたとおり、産前産後家事支援をファミリー・サポート・センターの事業の中に組み込んでおります。

それで、事業の内容としても、産前産後家事支援と、通常ファミリー・サポート・センターの援助活動と異なるところがあります。

なおかつ、産前産後の支援をする担い手が少ないというのを課題に感じており、いかにここを円滑にやっていただけるというのを事業者へ求めていきたいというところがあります。

したがって、審査項目2は一般的なファミリー・サポート・センター事業としての会員やマッチングの話、審査項目4の産前産後家事支援とは別々に審査をしていただきたいという意図があり、内容が重複している部分があります。

それから、関係機関との連携につきまして、これは各事業者が自分たちの特徴を出してくる部分だと思っています。ファミリー・サポート・センター事業者として、自ら地域に出向き支援をしていく形での関係の持ち方や連携もあるでしょうし、地域から頼まれてファミリー・サポート・センターとして、何か協力する連携もあると思います。

よって、いかにその地域の人たちと連携するか、そういう意思を持っているか、また、それを具体的にどうやっていこうとしているかは、プレゼンの中での事業者の意思を確認していただければいいかなというように思っています。

現在の事業者の具体例を挙げると、支援会員を増加させるための取組の1つとして、支援会員に対する講習会のようなものを実施しています。

その内容は、ファミリー・サポート・センターを運営するためだけではなく、自身の健康のこととか、様々なジャンルのことについての講習会を数年前から始めています。

その立ち上げのところで、民生委員児童委員協議会の方にもチラシを配ってその講習会に来ていただいたりしたという取組をしています。

例えば、そういう提案が事業者から出てくれば、地域と何か連携しようとしているということが分かり、評価できるのではないかと考えています。

委員長

連携については、審査項目にあえて具体的なことを書かず、事業者の考えに委ねるようなイメージですね。

産前産後家事支援の実績は、令和6年度に33件で、1ヶ月3回ぐらいになります。横浜市の場合は、料理を作る依頼が多く、料理に特化した研修をすとか、大手のヘルパー事業者がたくさんあるので、そことの違いみたいな部分で、あくまでも実家のお母さんと同じぐらいまでというふうには、ある程度条件を決めてやらないと「サービス」になっていってしまうので、料理もそこまでとか、掃除もそこまでみたいな感じにはしてはいます。

小田原市の場合は、ファミリー・サポート・センター事業に、産前産後家事支援が包含されているので、一般的な支援会員としての援助活動と少し活動内容の質が違うと思います。

事業者が、一般的な援助活動に関する提案内容と産前産後家事支援に関する提案内容と分けて来られる可能性もあり、そのような書き方になっています。

事務局

審査基準を分けて作っておりますので、事業計画書もまさにそういった形で分けて記載するようにしておりますので、事業者にもそれに則って分けて書いていただきます。

委員

1ページの「2委託上限金額」についてですが、参考金額以内で作成

してくださいとなっておりますが、参考金額が2つあります。これは9,819,000円と10,010,000円の間という意味なのか、上回ってはいけないのか、どういう意図でしょうか。

事務局 この意図としては、大きな金額を上限として考えています。また、2か年をわざわざ示しているのは、市はどのように予算を確保して金額を上げているかというのを見せていきたいためです。

委員 分かりました。それともう1点が、この募集を8月25日まで行って、その後、第2回の委員会、プレゼンを実施するのが10月ということになるのですが、この選定基準により、書面とプレゼンを一括で審査するという流れでしょうか。

事務局 10月には、プレゼンテーション審査をしていただきます。事前に書類での審査は今のところ予定しておりません。ただし、応募が多数だった場合には、事務局が書面審査する可能性もございますが、前回の5年前の状況を鑑みたときに、その可能性は低いと思っております。

委員 第2回選定委員会で審査する書面は、初見という形になるのか、または、事前に送ってもらえるのでしょうか。

事務局 委員会の前にあらかじめ委員の皆さんに見ていただいた上で、委員会に臨んでいただけるように準備をしたいと思っております。

副委員長 資料6-2が審査基準になっていて、資料6-5は事業者から提案していただく事業計画書です。大体項目がリンクしているような審査しやすいように書類が作ってあるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 そうです。事業者の提案を聞いて順番に審査できるようにいたしました。もし分かりにくいところがありましたらご指摘ください。

委員長 皆様にお諮りいたしますが、募集要項の内容につきましては、厳密に言うこと選定基準も含まれるとは思いますが、事務局案のとおりとてよろしいでしょうか。

1点、4ページの事業者から提出していただく書類については、志村委員と事務局の方でご検討いただくという点は残させていただきますが、それ以外は、皆様、事務局案のとおりでご承認いただけますでしょうか。

一同 異議なし

委員長 ご異議がございませんでしたので、募集要項を定めて募集の手続きを進めてください。続きましてファミリー・サポート・センターの仕様書についてです。

委員 「6 設置期間」の西暦の記載に誤りがあるので修正してください。

事務局 大変申し訳ございません。修正します。

委員 「9 提出書類（2）アンケート結果」についてですが、頻度に関する記載はないのでしょうか。

事務局 前のページの「2 業務内容（8）」に年1回以上と記載しております。分かりにくく申し訳ありません。

委員長 それでは、皆様にお諮りしたいと思います。仕様書の内容につきましては、先ほどの西暦のところは修正いただくというところで、他は事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

一同 異議なし

委員長 異議なしということでしたので、仕様書は事務局案のとおりとし、募集手続きを進めてください。

(6) 事業者及び指定管理者の募集要項等について

資料 7-1～7-11 に基づき事務局から説明

<質疑等>

委員長 まず子育て支援センターの募集要項について、ご意見やご質問はございますか。

事務局 5 ページの「10 提出書類」に関しましては、先ほどのファミリー・サポート・センターと同様に、志村委員と改めて記載方法と調整させていただければと存じます。

一同 異議なし

副委員長 現在は、3 つの子育て支援センターを同じ団体が全て受託されていますが、それぞれ別々の事業者が選定されるということもあり得るということでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員長 審査基準の「運営組織・利用者サービス」の特にマネジメントに関する部分は、先ほど委員からご指摘いただいた提出書類で、事業者の組織基盤のようなどころを見て審査をすることになりますか。

事務局 そのとおりです。実際に審査をする際は、まず志村委員からコメントいただいた上で審査をしていただきたいと思いますと考えております。

委員長 専門的な部分になるので、志村委員のチェックが入ってからの審査ということで安心しました。

委員 資料 7-2 の中央部分にある「財政状況」に関する項目についてですが、「団体の財務状況は健全か」はいいと思いますが、その下の、「金融機関や出資者の支援体制は十分か」という点は、今回設備投資をすることで増資しなければならないというお話ならば分かるのですが、そういう施設や業務内容でもない気がします。この意図は何でしょうか。

事務局 この事業を行うためには、当然、市が場所を用意しておりますので、設備投資等というのではない話かなと思います。事業者が、子育て支援センターを受託する以外のところでも、何か別の事業やっている場合に財政的な措置が必要になってくるかもしれないといったところで、本市の事業に悪影響が及んでも困るということもありますので、事業者として安定してその経営ができるのかという点で状況を審査していただければと思っております。

また、なかなか想定しづらいところではありますが、以前別の課の事業者募集において、その事業用に新たな法人を立ち上げる事業提案が提出されたという事例もございました。

委員 分かりました。

副委員長 この審査項目の、「団体の組織及び財政状況は健全か」と「出資者等の支援体制は十分か」といったところの知識が乏しいので、自己の判断で採点するのは難しいと思います。税理士である志村委員がいらっしゃるので、採点に当たってはご意見をいただくようにし、それを踏まえて私たちも採点できるようにしていただけたら良いと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 志村委員に事前にご相談もしていない中で恐縮ですが、第2回選定委

員会で採点する際は、事業者からのプレゼンが終わり、皆さんが点数を付ける前に、志村委員から財務状況についてコメントをしていただき、それに基づいて各委員に審査いただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

委員 承知しました。さらに言うと、直接事業者にヒアリングしてみないと分からない部分は、プレゼン当日に事業者に対して質問して確認します。

委員長 同じ事業者で複数の子育て支援センターを受託すると、それぞれ職員の配置で、2名、3名必要とあった場合に、同じ事業者だから職員をローテーションで配置できるプラス面もあり、そうすると全体として配置人数が足りていなかったというマイナス面もあるのかなと思うのですが、職員名簿などを提出してもらおうのでしょうか。

事務局 市の方から具体的な指定というのは考えていなかったのですが、事業者がここで定めております事業計画書に書き込む他に、別途、事業者の体制、人員の確保、事業者がどういう職員をローテーションするなどといった資料を添付してくることは昨年度の事業者選定でもあったと思います。その中で、実際に事業者が提案してきた内容で対応できるかというのをご審査いただければなというふうに考えております。

委員長 例えば、現在子育て支援センターを運営している事業者が、今までどおり3センターに応募されて、他の事業者が、例えば、いずみ子育て支援センターだけに応募された場合、審査はどのようにするのでしょうか。

事務局 施設ごとに審査することになります。

また、仮に3センター全てに応募されて、選定と選定外が混在した場合に、選定された子育て支援センターのみでも受託するか否かについて

て、意思表示をするように様式を定めています。

委員

資料 7-2 の審査基準ですが、利用者や子育て世代など項目によって色々な使い方をしているのですが、統一できる部分は統一した方が良いと思います。「父親や夫婦で」とあえて書いているところもありますが、おじいちゃんおばあちゃんと利用する方もいるから、そういった視点はなくて良いのかなと思ったりしました。何か意図があって使い分けていれば良いのですが、特別無いようならば、統一した方が良いと思います。

事務局

ご指摘の部分は、もう一度精査いたします。

父親の記載は、育児にはお父さんも関わってほしいという思いがあります。子育て支援センターは、お母さんの利用が多いというイメージのところにお父さんも来やすい運営をしてほしいと思っておりますし、夫婦で利用したりなど、要は男性に育児に関わってもらえるような提案を期待しているところです。

委員長

そうですね、こうしてみると多世代に関する項目があると良いと思いました。子育て支援センター側から、出向くというアウトリーチの部分もありますので、地域のネットワークづくりに入れても良いかもしれません。多世代の要素についても検討いただければと思います。

委員

この部分の表現についてですが、活動の一環で小学校に伺う際には、小学生に対して、お父さんお母さんではなく、保護者の方とかおうちの方というように気を付けています。様々な家庭があるので、その辺の配慮は必要でしょうか。

事務局

必ずしも利用される方が親だけではないので、どういった表現が適切か全体を通して精査していきたいと思います。

委員長

よろしく申し上げます。子育て支援センターによく行かれる委員がい

らっしゃいますが、また見方が違う点もありますでしょうか。

委員 そうですね。なかなか言葉の選び方が難しいですが、何を審査したいのかによって言い方を変えているということが分かりましたので、そういった視点で審査に当たっていきたいと思います。

委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、皆様にお諮りします。子育て支援センターの募集要項について、資料 7-2 の選定基準も含めてですが、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

一同 異議なし

委員長 ご異議もございませんので、そのように募集手続きを進めてください。

次に仕様書について、ご意見やご質問はございますか。

委員 自主事業についてですが、実施に係る経費は指定管理者が負担して、収益は指定管理者の収入となると書いてありますが、実際にどんな状況なのかということと、もし利益があった場合、その利益の全てを指定管理者の収入とする、という理解でよろしいですか。

事務局 自主事業に関しては、この5年間で実績はありません。子育て支援センターの業務である講習やイベントに関して、事業者が本当に内容豊かな講座を企画して下さっておりますが、自主事業としての活動というのはありません。

また、ご指摘のとおり、自主事業で得た利益に関しては全て指定管理者の収入となります。

委員 「おむつ等の育児用品の備蓄」とありますが、おむつを販売されているのでしょうか。

事務局 特に販売などはしておりません。想定しているのが、ひろばを利用されたお子さんのおむつの替えがないですとか、汚れてしまって替えがないとか、また災害用備蓄という訳ではないのですが、万が一、子育て支援センター開場時に災害が起きてしまい、すぐに移動できない場合など、緊急時用に各センターでストックを用意してもらっているものです。

委員 指定管理者制度とは違うと思うのですが、実施事業で何か利益があった場合は、余剰分を他のサービスに使ってくださいというような縛りがある事業もありますよね。

事務局 それは、従来 of 業務委託という形で市が事業者へ業務を依頼した場合の話だと思います。その場合、市は必要経費の基本料金を事業者に対し支払っておりますので、市が費用を負担しているにも関わらず、事業者の収益が上がってしまうとそれはまた問題があります。利益が上がった分は、例えば原価部分に充当し、それ以外の余剰分は別の事業を実施して市民に還元するような仕組みをとっていた業務もあります。

委員長 施設を視察させていただいて、ひろばに様々なチラシが貼ってありました。たくさんの講座を開催されていましたが、利用者から参加費のようなものは徴収しているのでしょうか。BPプログラムなどはいかがでしょうか。

事務局 講座の参加は、基本的には無料です。BPプログラムに関しては、参加者からテキスト代として1,100円徴収しています。こちらは、BPプログラムを開発した本部が指定するテキストを使用して講座を開催しなければならないという決まりがあるため、資料代をいただいています。事業者の利益にはなっておりません。

委員長

それでは質疑も尽きたようですので、仕様書の内容について皆さんにお諮りします。事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

一同

異議なし

委員長

ご異議もないようですので、そのように募集手続きを進めてください。

(7) その他

第2回選定委員会の日程については、10月3日（金）に開催し、会議は、非公開とすることとなった。

以上